

山口県報

令和5年
1月31日
(火曜日)

目 次

○告示	九
救急病院の認定（医療政策課）	一
保安林指定の解除（周防大島町）（森林整備課）	一
土砂災害警戒区域の指定の解除（十件）（砂防課）	一
土砂災害警戒区域の指定（砂防課）	四
土砂災害特別警戒区域の指定の解除（十件）（砂防課）	五
土砂災害特別警戒区域の指定（砂防課）	八
○公告	九
一般競争入札の実施（税務課）	九

山口県告示第十六号

救急病院等を定める省令（昭和三十九年厚生省令第八号）第一条第一項の規定により、次の病院を救急病院として認定した。

令和五年一月三十一日

名 称	所 在 地	認 定 が 効 力 を 有 す る 期 限
下関市立豊田中央病院	下関市豊田町大字矢田三六五の一	令和八、二、一二
医療法人岩国病院	岩国市岩国三丁目二番七号	一、三二

山口県知事 村岡 嗣 政

山口県告示第十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条の二第二項の規定により、保安林の指定を次のとおり解除する。

令和五年一月三十一日

山口県知事 村岡 嗣 政

- 解除に係る保安林の所在場所
大島郡周防大島町大字地家室字小佐連西一四二七の一（次の図に示す部分に限る。）
- 保安林として指定された目的
魚つき
- 解除の理由
道路用地とするため
（「次の図」は、省略し、その図面を山口県農林水産部森林整備課及び周防大島町産業建設環境部農林水産課に備え置いて縦覧に供する。）

山口県告示第十八号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第七条第六項の規定により、土砂災害警戒区域の指定に関する告示（平成二十八年山口県告示第二百六十六号）により指定された区域についての指定を次のとおり解除する。

令和五年一月三十一日

山口県知事 村岡 嗣 政

- 解除に係る区域の名称
長府豊城町（一）、長府満珠町（三）、西大坪町（一）、彦島西山町（一）（四）
- 解除に係る区域の範囲
次の図のとおり
- 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
（「次の図」は、省略し、その図面を山口県土木建築部砂防課及び下関市総務部防災危機管理課に備え置いて縦覧に供する。）

山口県告示第十九号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第七条第六項の規定により、土砂災害警戒区域の指定に関する告示（平成二十七年山口県告示第三百五十号）により指定された区域についての指定を次のとおり解除する。

令和五年一月三十一日

山口県知事 村岡 嗣 政

- 一 解除に係る区域の名称
豊浦町宇賀(二)26、豊浦町宇賀(二)27、豊浦町宇賀(二)28
 - 二 解除に係る区域の範囲
次の図のとおり
 - 三 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- 〔次の図〕は、省略し、その図面を山口県土木建築部砂防課及び下関市総務部防災危機管理課に備え置いて縦覧に供する。

山口県告示第二十号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第七条第六項の規定により、土砂災害警戒区域の指定に関する告示（平成二十三年山口県告示第四百八十七号）により指定された区域についての指定を次のとおり解除する。

令和五年一月三十一日

山口県知事 村岡 嗣 政

- 一 解除に係る区域の名称
東須恵(一)11
 - 二 解除に係る区域の範囲
次の図のとおり
 - 三 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- 〔次の図〕は、省略し、その図面を山口県土木建築部砂防課及び宇部市土木建築部土木河川課に備え置いて縦覧に供する。

山口県告示第二十一号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第七条第六項の規定により、土砂災害警戒区域の指定に関する告示（平成二十八年山口県告示第十一号）により指定された区域についての指定を次のとおり解除する。

令和五年一月三十一日

山口県知事 村岡 嗣 政

- 一 解除に係る区域の名称
須佐(二)53
 - 二 解除に係る区域の範囲
次の図のとおり
 - 三 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- 〔次の図〕は、省略し、その図面を山口県土木建築部砂防課及び萩市土木建築部土木課に備え置いて縦覧に供する。

山口県告示第二十二号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第七条第六項の規定により、土砂災害警戒区域の指定に関する告示（平成二十六年山口県告示第二百零号）により指定された区域についての指定を次のとおり解除する。

令和五年一月三十一日

山口県知事 村岡 嗣 政

- 一 解除に係る区域の名称
上右田(二)7、上右田(二)8、上右田(二)9、真尾(二)8
 - 二 解除に係る区域の範囲
次の図のとおり
 - 三 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- 〔次の図〕は、省略し、その図面を山口県土木建築部砂防課及び防府市土木都市建

設部河川港湾課に備え置いて縦覧に供する。

山口県告示第二十三号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第七條第六項の規定により、土砂災害警戒区域の指定に関する告示（平成二十七年山口県告示第三百四十二号）により指定された区域についての指定を次のとおり解除する。

令和五年一月三十一日

山口県知事 村岡 嗣政

- 一 解除に係る区域の名称
美和町生見(22)
 - 二 解除に係る区域の範囲
次の図のとおり
 - 三 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- （「次の図」は、省略し、その図面を山口県土木建築部砂防課及び岩国市建設部河川課に備え置いて縦覧に供する。）

山口県告示第二十四号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第七條第六項の規定により、土砂災害警戒区域の指定に関する告示（平成二十七年山口県告示第三百八十八号）により指定された区域についての指定を次のとおり解除する。

令和五年一月三十一日

山口県知事 村岡 嗣政

- 一 解除に係る区域の名称
神代(20)
- 二 解除に係る区域の範囲
次の図のとおり
- 三 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

土石流

（「次の図」は、省略し、その図面を山口県土木建築部砂防課及び柳井市建設部土木課に備え置いて縦覧に供する。）

山口県告示第二十五号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第七條第六項の規定により、土砂災害警戒区域の指定に関する告示（平成二十四年山口県告示第三百九十六号）により指定された区域についての指定を次のとおり解除する。

令和五年一月三十一日

山口県知事 村岡 嗣政

- 一 解除に係る区域の名称
清尾(11)
 - 二 解除に係る区域の範囲
次の図のとおり
 - 三 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- （「次の図」は、省略し、その図面を山口県土木建築部砂防課及び周南市建設部河川港湾課に備え置いて縦覧に供する。）

山口県告示第二十六号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第七條第六項の規定により、土砂災害警戒区域の指定に関する告示（平成二十九年山口県告示第二百六号）により指定された区域についての指定を次のとおり解除する。

令和五年一月三十一日

山口県知事 村岡 嗣政

- 一 解除に係る区域の名称
埴生(23)
- 二 解除に係る区域の範囲

- 次の図のとおり
- 三 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊

〔次の図〕は、省略し、その図面を山口県土木建築部砂防課及び山陽小野田市総務部総務課に備え置いて縦覧に供する。)

山口県告示第二十七号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第七条第六項の規定により、土砂災害警戒区域の指定に関する告示（平成二十八年山口県告示第四十五号）により指定された区域についての指定を次のとおり解除する。

令和五年一月三十一日

山口県知事 村 岡 嗣 政

- 一 解除に係る区域の名称
瀬田(一)(1)
 - 二 解除に係る区域の範囲
次の図のとおり
 - 三 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- 〔次の図〕は、省略し、その図面を山口県土木建築部砂防課及び和木町企画総務課に備え置いて縦覧に供する。)

山口県告示第二十八号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第七条第一項の規定により、土砂災害警戒区域として次の区域を指定する。

令和五年一月三十一日

山口県知事 村 岡 嗣 政

- 一 区域の名称
長府豊城町(一)(2)、長府満珠町(一)(3)、西大坪町(一)(1)、彦島西山町(一)(14)

- 二 区域の範囲
次の図のとおり
- 三 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊

〔次の図〕は、省略し、その図面を山口県土木建築部砂防課及び下関市総務部防災危機管理課に備え置いて縦覧に供する。)

- 一 区域の名称
豊浦町宇賀(二)(26)、豊浦町宇賀(二)(27)、豊浦町宇賀(二)(28)
 - 二 区域の範囲
次の図のとおり
 - 三 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- 〔次の図〕は、省略し、その図面を山口県土木建築部砂防課及び下関市総務部防災危機管理課に備え置いて縦覧に供する。)

- 一 区域の名称
南小羽山町(一)(4)
 - 二 区域の範囲
次の図のとおり
 - 三 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- 〔次の図〕は、省略し、その図面を山口県土木建築部砂防課及び宇部市土木建築部土木河川課に備え置いて縦覧に供する。)

- 一 区域の名称
須佐(二)(53)
 - 二 区域の範囲
次の図のとおり
 - 三 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- 〔次の図〕は、省略し、その図面を山口県土木建築部砂防課及び萩市土木建築部土

木課に備え置いて縦覧に供する。)

一 区域の名称

上右田(7)、上右田(8)、上右田(9)、真尾(8)

二 区域の範囲

次の図のとおり

三 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

土石流

(「次の図」は、省略し、その図面を山口県土木建築部砂防課及び防府市土木都市建設部河川港湾課に備え置いて縦覧に供する。)

一 区域の名称

美和町生見(22)

二 区域の範囲

次の図のとおり

三 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

土石流

(「次の図」は、省略し、その図面を山口県土木建築部砂防課及び岩国市建設部河川課に備え置いて縦覧に供する。)

一 区域の名称

神代(20)

二 区域の範囲

次の図のとおり

三 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

土石流

(「次の図」は、省略し、その図面を山口県土木建築部砂防課及び柳井市建設部土木課に備え置いて縦覧に供する。)

一 区域の名称

清尾(11)、徳山(66)

二 区域の範囲

次の図のとおり

三 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

急傾斜地の崩壊

(「次の図」は、省略し、その図面を山口県土木建築部砂防課及び周南市建設部河川港湾課に備え置いて縦覧に供する。)

一 区域の名称

埴生(23)

二 区域の範囲

次の図のとおり

三 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

急傾斜地の崩壊

(「次の図」は、省略し、その図面を山口県土木建築部砂防課及び山陽小野田市総務部総務課に備え置いて縦覧に供する。)

一 区域の名称

瀬田(1)

二 区域の範囲

次の図のとおり

三 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

急傾斜地の崩壊

(「次の図」は、省略し、その図面を山口県土木建築部砂防課及び和木町企画総務課に備え置いて縦覧に供する。)

山口県告示第二十九号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成十二年法律第五十七号)第九條第八項の規定により、土砂災害特別警戒区域の指定に関する告示(平成二十八年山口県告示第二百六十八号)により指定された区域についての指定を次のとおり解除する。

令和五年一月三十一日

山口県知事 村岡 嗣 政

- 一 解除に係る区域の名称
長府豊城町(一)(2)、長府満珠町(一)(3)、西大坪町(一)(1)、彦島西山町(一)(14)
- 二 解除に係る区域の範囲
次の図のとおり
- 三 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
(「次の図」は、省略し、その図面を山口県土木建築部砂防課及び下関市総務部防災危機管理課に備え置いて縦覧に供する。)

山口県告示第三十号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成十二年法律第五十七号)第九條第八項の規定により、土砂災害特別警戒区域の指定に関する告示(平成二十七年山口県告示第三百五十一号)により指定された区域についての指定を次のとおり解除する。

令和五年一月三十一日

山口県知事 村岡 嗣 政

- 一 解除に係る区域の名称
豊浦町宇賀(二)(26)、豊浦町宇賀(二)(27)、豊浦町宇賀(二)(28)
- 二 解除に係る区域の範囲
次の図のとおり
- 三 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
(「次の図」は、省略し、その図面を山口県土木建築部砂防課及び下関市総務部防災危機管理課に備え置いて縦覧に供する。)

山口県告示第三十一号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成十二年法律第五十七号)第九條第八項の規定により、土砂災害特別警戒区域の指定に関する告示(平成二十三年山口県告示第四百八十八号)により指定された区域についての指定を次

のとおり解除する。

令和五年一月三十一日

山口県知事 村岡 嗣 政

- 一 解除に係る区域の名称
東須恵(一)(11)
- 二 解除に係る区域の範囲
次の図のとおり
- 三 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
(「次の図」は、省略し、その図面を山口県土木建築部砂防課及び宇部市土木建築部土木河川課に備え置いて縦覧に供する。)

山口県告示第三十二号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成十二年法律第五十七号)第九條第八項の規定により、土砂災害特別警戒区域の指定に関する告示(平成二十八年山口県告示第十二号)により指定された区域についての指定を次のとおり解除する。

令和五年一月三十一日

山口県知事 村岡 嗣 政

- 一 解除に係る区域の名称
須佐(二)(53)
- 二 解除に係る区域の範囲
次の図のとおり
- 三 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
(「次の図」は、省略し、その図面を山口県土木建築部砂防課及び萩市土木建築部土木課に備え置いて縦覧に供する。)

山口県告示第三十三号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成十二年法律

第五十七号) 第九条第八項の規定により、土砂災害特別警戒区域の指定に関する告示(平成二十六年山口県告示第二二一号)により指定された区域についての指定を次のとおり解除する。

令和五年一月三十一日

山口県知事 村岡 嗣政

一 解除に係る区域の名称

上右田(二)(7)、上右田(二)(8)、上右田(二)(9)、真尾(二)(8)

二 解除に係る区域の範囲

次の図のとおり

三 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

土石流

(「次の図」は、省略し、その図面を山口県土木建築部砂防課及び防府市土木都市建設部河川港湾課に備え置いて縦覧に供する。)

山口県告示第三十四号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成十二年法律第五十七号) 第九条第八項の規定により、土砂災害特別警戒区域の指定に関する告示(平成二十七年山口県告示第三百四十三号)により指定された区域についての指定を次のとおり解除する。

令和五年一月三十一日

山口県知事 村岡 嗣政

一 解除に係る区域の名称

美和町生見(二)(22)

二 解除に係る区域の範囲

次の図のとおり

三 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

土石流

(「次の図」は、省略し、その図面を山口県土木建築部砂防課及び岩国市建設部河川課に備え置いて縦覧に供する。)

山口県告示第三十五号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成十二年法律第五十七号) 第九条第八項の規定により、土砂災害特別警戒区域の指定に関する告示(平成二十七年山口県告示第三百八十九号)により指定された区域についての指定を次のとおり解除する。

令和五年一月三十一日

山口県知事 村岡 嗣政

一 解除に係る区域の名称

神代(二)(20)

二 解除に係る区域の範囲

次の図のとおり

三 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

土石流

(「次の図」は、省略し、その図面を山口県土木建築部砂防課及び柳井市建設部土木課に備え置いて縦覧に供する。)

山口県告示第三十六号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成十二年法律第五十七号) 第九条第八項の規定により、土砂災害特別警戒区域の指定に関する告示(平成二十四年山口県告示第三百九十七号)により指定された区域についての指定を次のとおり解除する。

令和五年一月三十一日

山口県知事 村岡 嗣政

一 解除に係る区域の名称

清尾(一)(11)

二 解除に係る区域の範囲

次の図のとおり

三 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

急傾斜地の崩壊

(「次の図」は、省略し、その図面を山口県土木建築部砂防課及び周南市建設部河川港湾課に備え置いて縦覧に供する。)

山口県告示第三十七号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第九条第八項の規定により、土砂災害特別警戒区域の指定に関する告示（平成二十九年山口県告示第二百十一号）により指定された区域についての指定を次のとおり解除する。

令和五年一月三十一日

山口県知事 村岡 嗣 政

- 一 解除に係る区域の名称
植生(一)⁽²³⁾
- 二 解除に係る区域の範囲
次の図のとおり
- 三 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
（「次の図」は、省略し、その図面を山口県土木建築部砂防課及び山陽小野田市総務部総務課に備え置いて縦覧に供する。）

山口県告示第三十八号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第九条第八項の規定により、土砂災害特別警戒区域の指定に関する告示（平成二十八年山口県告示第四十六号）により指定された区域についての指定を次のとおり解除する。

令和五年一月三十一日

山口県知事 村岡 嗣 政

- 一 解除に係る区域の名称
瀬田(一)
- 二 解除に係る区域の範囲
次の図のとおり
- 三 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
（「次の図」は、省略し、その図面を山口県土木建築部砂防課及び和木町企画総務課

に備え置いて縦覧に供する。）

山口県告示第三十九号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第九条第一項の規定により、土砂災害特別警戒区域として次の区域を指定する。

令和五年一月三十一日

山口県知事 村岡 嗣 政

- 一 区域の名称
長府豊城町(一)⁽²⁾、長府満珠町(一)⁽³⁾、西大坪町(一)⁽¹⁾、彦島西山町(一)⁽¹⁴⁾
- 二 区域の範囲
次の図のとおり
- 三 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- 四 建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項
次の図のとおり
（「次の図」は、省略し、その図面を山口県土木建築部砂防課及び下関市総務部防災危機管理課に備え置いて縦覧に供する。）

- 一 区域の名称
南小羽山町(一)⁽⁴⁾
- 二 区域の範囲
次の図のとおり
- 三 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- 四 建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項
次の図のとおり
（「次の図」は、省略し、その図面を山口県土木建築部砂防課及び宇部市土木建築部土木河川課に備え置いて縦覧に供する。）
- 一 区域の名称

清尾(一)、徳山(一)66

二 区域の範囲

次の図のとおり

三 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

急傾斜地の崩壊

四 建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項

次の図のとおり

〔「次の図」は、省略し、その図面を山口県土木建築部砂防課及び周南市建設部河川港湾課に備え置いて縦覧に供する。〕

一 区域の名称

埴生(一)23

二 区域の範囲

次の図のとおり

三 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

急傾斜地の崩壊

四 建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項

次の図のとおり

〔「次の図」は、省略し、その図面を山口県土木建築部砂防課及び山陽小野田市総務部総務課に備え置いて縦覧に供する。〕

一 区域の名称

瀬田(一)1

二 区域の範囲

次の図のとおり

三 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

急傾斜地の崩壊

四 建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項

次の図のとおり

〔「次の図」は、省略し、その図面を山口県土木建築部砂防課及び和木町企画総務課に備え置いて縦覧に供する。〕



(九) 一般競争入札の実施

次のとおり地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成七年政令第三百七十二号)の規定が適用される契約に係る一般競争入札を実施します。

令和五年一月三十一日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 入札に付する事項

次に掲げる物品等の購入

(一) 物品等の名称

電気

(二) 物品等の予定数量

百四十五万二千二百四十七キロワット時

(三) 物品等の特質等

入札説明書及び仕様書による。

(四) 納入期間

令和五年四月一日から令和六年三月三十一日までの間

(五) 納入場所

山口県岩国総合庁舎及び山口県民文化ホールいわくに

二 入札参加資格

入札に参加できる者は、次に掲げる要件のいずれにも該当する者とする。

(一) 地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第百六十七条の四第一項各号のいずれかに該当する者でないこと。

(二) 地方自治法施行令第百六十七条の四第二項各号のいずれかに該当して一般競争入札又は指名競争入札に参加させないこととされている者及びその者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者でないこと。

(三) 県が発注する物品等の製造の請負、物品等の買入れ、借入れ及び売払い並びに業務の委託の契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査申請の時期及び方法等に関する告示(令和四年山口県告示第百七十九号)又は県が発注する物品等の製造の請負並びに物品等の買入れ及び借入れの契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格及び調達する物品

- 等の種類等に関する告示（令和四年山口県告示第二十二号）に基づく資格審査において、電気について物品等の製造の請負並びに物品等の買入れ及び借入れの競争入札参加資格を有する者であること。
- (四) 電気事業法（昭和三十九年法律第七十号）第二条の二の規定により小売電気事業の登録を受けている者であること。
- (五) 令和五年二月一日から同年三月十三日までの間のいずれの日においても業務委託及び物品調達等に係る競争入札等参加停止措置要領に基づく参加停止を受けていないこと。
- 三 契約条項を示す場所
岩国市三笠町一丁目一番一号 岩国県税事務所総務課
- 四 入札説明書及び仕様書の交付
令和五年二月一日から同月十五日までの午前九時から午後五時までの間、岩国県税事務所総務課において交付する。
- 五 入札書の記載方法、提出場所及び受領期限
- (一) 記載方法
落札決定に当たっては、予定数量の対価を入札説明書に記載する方法に従って計算した総価で行い、当該総価に当該総価の百分の十に相当する額（その額に一円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は、見積もった金額の百分の百に相当する金額を入札書に記載すること。
- (二) 提出場所
岩国県税事務所総務課
- (三) 受領期限
令和五年三月十日午後五時十五分（入札書を持参する場合は、令和五年三月十三日午前十時）
- 六 入札を執行する場所及び日時
- (一) 場所
岩国市三笠町一丁目一番一号 山口県岩国総合庁舎共用第一会議室
- (二) 日時
令和五年三月十三日午前十時
- 七 入札保証金
免除する。
- 八 無効入札
次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

令和五年一月三十一日印刷
令和五年一月三十一日発行発行人 山口県庁
山口県知事

- (一) 入札参加資格のない者がした入札
- (二) 記名のない入札
- (三) (一)及び(二)に掲げるもののほか、入札に関する条件に違反した入札
- 九 落札者の決定方法
山口県会計規則（昭和三十九年山口県規則第五十四号）第百五十四条の規定に基づき定められた予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- 十 その他
- (一) 契約担当者
岩国県税事務所長 大塚 俊司
- (二) 契約手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
- (三) 契約書の作成の要否
要
- (四) 契約保証金
免除する。
- (五) この公告後に、当該入札に参加するために必要な一般競争入札の資格審査の申請をする場合は、令和五年二月九日午後五時までに山口県会計管理局物品管理課に申請書を提出すること。
- (六) 詳細については、岩国県税事務所総務課（電話〇八二七―二九―一五〇〇）に問い合わせる。
- 十一 Summary
- (1) Branch office in charge of the contract: Iwakuni Prefectural Taxation Office, Yamaguchi Prefectural Government
- (2) Nature and quantity of the products to be purchased: Electricity, 1,452,247 kWh.
- (3) Deadline for delivery: From April 1, 2023 through March 31, 2024
- (4) Delivery place: Yamaguchi Prefectural Iwakuni Branch Building and Kenmin Bunka Hall Iwakuni
- (5) Branch office in charge of the procurement and Contact point for the notice: Iwakuni Prefectural Taxation Office, 1-1-1 Mikasa-machi, Iwakuni-shi (Tel. 0827-29-1500)
- (6) Deadline for tender submission: 5: 15 P.M., March 10, 2023
(If brought in person: 10:00 A.M., March 13, 2023)